

工事費内訳書について

平成26年6月4日に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「入札契約適正化法」という。)が改正され、建設業者は入札契約適正化法の適用対象となる公共工事(以下「公共工事」という。)の入札に参加するにあたって、自己の見積金額にかかわらず、平成27年4月1日から入札金額の内訳を記載した書類(以下「工事費内訳書」という。)を提出することになっています。

令和6年6月14日に公布された建設業法等の一部を改正する法律により、入札契約適正化法が改正され、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととされました(入札契約適正化法第12条)。

1. 工事費内訳書の提出

ぐんま電子入札共同システムにおいて、契約担当者が発注案件ごとにエクセルファイルにより添付した「工事細別の大項目以上等」で構成する工事費内訳書の所要欄に、入札参加者は金額等を入力するとともに、検算等により内容を確認したうえで、ぐんま電子入札共同システムにより「エクセルファイル」で契約担当者に提出してください。

2. 工事費内訳書の入力にあたっての留意事項

- (1) 特段の問題がなければ、前掲の「工事費内訳書の作成例」における工事価格は万円単位、それ以外の項目は百円単位としてください。
- (2) 工事費内訳書(エクセルファイル)は、誤りが無いよう検算してください。なお、計算式を挿入することも可とします。

3. その他

低入札価格調査制度を適用している案件で低入札価格調査の対象となった場合は、群馬県低入札価格調査制度実施要領に基づき、契約担当者が入札参加者に、必要に応じて入札価格の内訳書を徴することがあります。